

教育委員会会議の議事録（平成29年7月定例）

◆ 日 時 平成29年7月28日（金曜日）午後2時00分から午後4時50分まで

◆ 場 所 仙台市役所 第1委員会室

◆ 出席委員

教育長	大越 裕光
教育長職務代理者	吉田 利弘
委員	今野 克二
委員	齋藤 道子
委員	加藤 道代
委員	花輪 公雄
委員	中村 尚子

◆ 会議の概要

- 1 開 会 午後2時00分
- 2 議事録承認 5月定例会、6月臨時会・定例会
- 3 議事録署名委員の指名 花輪 委員
- 4 付 議 事 項

第17号議案 平成30年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

（教育指導課長・特別支援教育課長 説明）

教育指導課長 6月の教育委員会で議決した仙台市の採択方針に基づき、仙台市立義務教育諸学校において平成30年度に使用する教科用図書を別紙のとおり採択することについて付議させていただく。

別添1-1「平成30年度使用の仙台市立小学校用教科用図書【特別の教科 道徳】採択一覧（案）」であるが、発行者は東京書籍である。次の別紙で、7月12日の臨時教育委員会の協議に基づきまとめた採択の理由を示している。採択理由については、本市学校教育の重要課題であるいじめ防止や生命の尊さ、防災を重視していること、学びの道筋を明確に提示していること、教師が児童の実態に合わせた指導を工夫しやすいことなどの点が挙げられるところである。

平成30年度に使用する「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）以外の小学校用教科用図書であるが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条第1項に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書」を除き、別添1-2のとおり平成28年度と同一の教科書を採択することとなっている。

平成30年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条第1項に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）を除き、別添2のとおり平成28年度と同一の教科書を採択することとなっている。

平成30年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書について

特別支援教育課長より説明する。

特別支援教育課長

平成 30 年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省著作教科書については義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 15 条第 1 項に基づき、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（一般図書）を除き、別添 3 のとおり平成 28 年度と同一の教科書を採用することとなっている。

平成 30 年度使用の学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）について説明する。過日行われた臨時教育委員会において協議いただいた結果をもとに、別添 4 の採択一覧案を作成した。小学部・小学校用として 95 冊、中学部・中学校用として 50 冊の計 145 冊を掲載している。内訳としては、平成 29 年度使用の一般図書一覧から教科用図書として適していないとの意見があった 2 冊を外し、新たな本を 9 冊加えている。また、中学部・中学校用の社会の本 1 冊については、小学部・小学校用の生活に移し、使用できる学年の幅を広げている。

教育指導課長
教 育 長

以上の内容について第 17 号議案として諮りたい。

道徳科の教科用図書については、7 月 12 日の臨時教育委員会において教育委員の皆様さまざまな視点から議論をいただき、本日提示している 1 者に絞り込みさせていただいた。本日はその議論を踏まえて事務局において採択理由をまとめたものを資料として出している。

ただいま教育指導課長からも説明したところだが、あらためて委員の皆様から最終確認の意味も込めて意見をいただきたい。

吉 田 委 員

8 者のどの内容を見ても、子どもたちの道徳性の育成ということで充実した編集内容だったという感想を持っている。私は二つの観点から考えたが、一つは先ほど課長からも話があったように、いじめという内容構成、二つ目は「考え、議論する道徳」の授業のあり方に関してという観点である。

いじめに関することについては、本来なら 19 から 22 までである道徳的価値に基づいた内容項目すべてを通して、そういう心を育てていくべきだが、現在、仙台市が置かれている状況を見ると、やはりいじめについては深く受けとめていかなければならないと考えて、いじめに関するコーナーが特設されていることを視点の一つとした。

続いて、「考え、議論する道徳」の授業のあり方に関しては、これも本来、授業というのは一定の目標に向かって子供たちの実態を踏まえながら、教師がさまざまに発問を工夫するなどして指導していくものだと思っている。したがって、教科書の中で詳しくいろいろな発問が設定されていると、どうしてもそちらに左右されてしまい、教師による子供たちの実態を踏まえた発問のあり方というところにまで影響するのと思う。

このことから、中心発問は別にしても、先生が発問内容を工夫できるように、教科書に記載されている発問例は少ないほうが良いと考えた。

併せて、ノートをつけている発行者もあるが、ノートはややもするとワークシート的な構成になっているので、その設問に対して自分の考えをまとめるというような形で進まざるを得ない。いわゆる穴埋め方式的なものは、どうしても発想や考え、思考の広がりが制限される傾向にある。

学年の発達段階はあるが、ノートはマス目や罫線など、できるだけフリーなも

のが良く、授業の中でその内容を教師と子どもたちが作り上げていくというような発想から、ノートはないほうが良いという観点もあり、A者を前回推薦させていただいた。

齋藤委員

8者とも子どものことを一番に考えて道徳の教科書を作ってくれたことを大変ありがたく思っている。この中から1者を選ぶということは非常に辛いことだ。

選考に当たっては、「生命の尊さ」「いじめの問題」「子どもたちの道徳の教科の受け取り方」の3点を考えた。あらためてA者を見直したが、まず、子どもたちが「気づく」「考える 話し合う」それから「振り返る 見つめる」「生かす」というこの4点を学年ごとにきちんと表示しているあたりの流れが一貫しており、答え合わせをするというのではなく、みんなで考え、みんなで気づき合わなくてはいけないという最も大事なところを押さえているのがよく分かるのが重要ポイントだと思った。

やはり道徳は、主体的に考えて互いに問題を見つけ出して、対話をし、議論をしていくことで、人として生きる上で深い学び合いができることが大切であり、A者の教科書はそのあたりが発達段階に応じて1年から6年までよくできていると感じた。

ユニット「いじめのない世界へ」で直接的な教材と間接的な教材を設けているあたりも、このユニットを使っていくことで指導者も非常に幅のある指導方法が見えてくるのではないかと感じる。

ユニバーサルデザインに対応した部分としては、行間を広げたり、5行とか10行、15行となっている「行ノンブル」であったり、そういうあたりが非常に分かりやすくなっているという配慮にも目を向けた。

以上の点を考えてもA者を選びたいと思った。

花輪委員

同じ感想となるが、8者いずれも全体としてよく考えて作られた教科書だと思う。同じ教材を使ったということで、3分の1から半分ぐらいは教材がダブるが、表現を変える、省略しているところ等が違うということで、各者とも非常に工夫していると思う。また、使われているイラスト、写真あるいはデザイン等も各者特徴的なところがあり、子供に興味を持たせるような工夫をしている。

自分を見つめ、相手を考え、みんなと過ごし、自然や生き物、生命を考えるとこの観点というのはもちろん学習指導要領にあるので共通だが、その配置の仕方等、各発行者ともに特徴があると思った。

いじめ問題、あるいは大震災、災害の問題、情報のモラルの問題等も各発行者で適切に扱っていると思う。

1者を選ばなければならないが、最初の観点でノートのある教科書とない教科書と大きく二つに分けられた。ノートについては先ほど吉田委員が述べているが、確かに子供にとっては自学自習するときのものにはなるだろうし、先生方もそれに従っていけば授業はできるだろうとは思いますが、やはり教員がいろいろなケースで工夫する余地があるというのがもっと大切だということで、これまでの議論の中からもそう思った。

次の観点は、子供に考えさせるポイントの発問だが、A者の場合は題名の前に一つ見出しがあって、題材に対する心構えができる。そこから読み進め、最後に

二つのポイントで発問がある。さらに、そういうものを全体として「出会う」「ふれ合う」「つながる、広がる」「問題を見つけて考える」というコンセプトのもとに4段階、そして齋藤委員が言ったように「気づく、考える」「話し合う」「振り返る、見つめる」最後に「生かす」という4段階でこの教科をやっているというコンセプトが非常にすっきりしている。そういった意味でA者は私自身納得のできる選択であると考えている。

中 村 委 員

私もやはりどの発問もいじめ防止についてしっかりと取り組める工夫がなされていると感じている。その中でも私がA者を推薦した理由は、やはり現在いじめを最も重要と考えなければならないという観点で、「いじめのない世界へ」ということできちんと特設のユニットが記載されていて、そこでしっかりとしたいいじめ防止の意識等を培うことができるのではないかと感じたことだ。

やはり自分で考えて議論をするというところを大切にしてもらいたい。しっかりと自分たちで考えて、疑問を持ってみんなで議論し合うというところを子どもたちには学んでもらいたい。そういったところで、A者は設問が教科書の内容と自分自身に対する投げ掛けの二つということで、考える時間がしっかりとられている。

ノートについては、テストのように質問があって答えがあるという形ではなく、自由に自分の考えを発することを学んでもらいたいという点からは、ノートではなく、設問の少ないところから先生方の工夫によって考えてもらうような授業の仕組みができればと思っていた。

巻末の資料もとても美しく、こういったところから日本の伝統文化など、知識や感性なども取り入れてもらえるような工夫もなされていると思う。

「つながる」「広がる」「出会う」「ふれ合う」ということで、他の教科にも関心を向けさせるような筋道もできているのではないかと思い、A者を推薦したいと思った。

加 藤 委 員

内容については8者とも十分質の高い教材が用意されており、甲乙つけ難かった。道徳科という新しい教科をどのように進めていくのかを、子どもたちが見て分かるということ、全体像と流れ、考えていく手順が分かるということはとても大事だったので、そういったところでA者については良いところがあると思った。具体的には、「考える道徳」において、ただ考えるのではなく手順が示されていること、それも子供にとって明確であること、話し合いの約束もまとめられていること、そして「なりたい自分とは」ということが最初にイメージされるような状態になっており、それに合わせて1年間を学んでいくという流れに筋立てがあるということだ。

これらの枠組みが2年生以降のすべてのテキストであらかじめ示されており、子供は道徳科に取り組む方法が理解できると思った。つまり、それぞれの教材ごとに何を考えるのか、また、一つの答えではなく自分にとってどうなのかということは学習者に任せつつ、どのように自らが授業に取り組んで関与していくのが導かれているという姿勢が大変分かりやすいと思った。

問いに関してA者は、極力絞られている。問いは、曖昧でなく、しかし、具体的過ぎて誘導的にならないこと、考える視点は提供するが、一つの答えを要求するものではないということが大事なポイントである。この問いを精選するという

のは大変難しい作業だったと思う。それを教材ごとに二つほどに絞って、あとは教師が補っていく自由度を保障したところがA者は良かった。

さらに、それだけではなく、問いを見つけて考えるという教材も用意されており、通常の2問にとどまらず、この場面では考えるステップというものを提供してあった。問いが段階的に出されていて、子供が考えを深めていく方法を示している。すべての教材にではないが、問題解決的な学習の方法を焦点に取り入れて、ほかの教材に応用できるような方式が工夫されていた。

それから、先日の会議の中で二つほど要望したが、一つは他の発行者が扱っていてA者が扱っていなかったものの中に、例えば子どもの権利条約など、優れた教材があった。こういったことについては補助教材のようなものを活用していただきたいと思った。

もう1点は、1時間で1教材というのは深まり切らないものもあるかもしれないと思う。そういう意味で、同じ教材を複数時間使って深めていくような授業のあり方もあるのではないか。教科書発行者も大変工夫してくださったが、この教科書を使ってこの教科書で教える教師もまだまだ工夫のしどころがあるという点で要望を添えさせていただいた。

今 野 委 員

私ははじめ、最も感動的な内容はどれかという観点で読んだ。今回、A者が選ばれたが、一番涙が出たのは実は他の発行者のものだった。A者はある程度のところ一文をカットしたりしているが、私からすると、そのカットされた一文があることで、非常に感動の度合いが深まるものだった。しかし、あらためて考えてみると、涙が出ればいいという問題ではない。感受性の強い子供や病気の子供、物語と同じような立場に置かれている子供などがいる中で、あまりに感動的な部分が過ぎるのはどうかと思い至った。そういう意味で、A者は、感動的過ぎずとも十分に話し合いができる範囲内に留めていて、そういういろいろな子どもたちにもある程度配慮して作られていると思った。

それと、地元関連の内容というやはり震災関係が多いのだが、今まで1年生の教科書には仙台関連の話題がなかった中で、A者は、仙台市立学校の写真が載っており、すべての学年の教科書に何らかの形で地元の関連の話題が載っている形となっていた。

教 育 長

お手元には前回の協議でのご意見をまとめた採択理由案があるが、今、あらためて皆様のご意見を一通り確認させていただいた。この採択案について、つけ加えたり修正したりするような点はあるか。

(異議なし)

先ほど特別支援教育課長からも説明があったが、特別支援学校、特別支援学級の教科用図書の関係でご質問、ご意見等はあるか。

(異議なし)

原案のとおり決定

第 18 号議案 平成 30 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について

(高校教育課長 説明)

高校教育課長

平成 30 年度に使用する教科用図書については、5 月の教育委員会で認めていただいた参考資料、教科用図書の採択方針に基づき採択事務を進めてきた。本日は 6 月の勉強会でご覧いただいた各教科用図書の中から学校ごとに選定した別添、平成 30 年度使用教科用図書採択申請書のとおり採択することについて付議させていただく。

採択申請書について仙台高等学校を例に説明する。別添の 3 ページをご覧願う。項目中の種目、発行者の番号、略称、教科書の記号、番号、教科書名は、文部科学省作成の平成 30 年度使用教科書目録に使われている表記をそのまま用いている。

次に、平成 30 年度における使用学年と購入学年の記載があるが、30 年度採択する教科書が 29 年度と異なる場合には備考欄に新規と記入し、29 年度について 30 年度も同じ教科書を採択する場合は備考欄に継続と記入し、あわせて採択希望の理由を記載している。

なお、平成 29 年までに採択決定され、既に購入されている教科書を 30 年度も使用する場合は、備考欄に購入せずと記載し、採択希望の理由欄には購入年度と購入学年を記載している。

ただし、仙台高校と仙台大志高等学校は単位制なので、学年ではなく年次という表現をしている。

購入済みの教科用図書の中には平成 30 年度の教科書目録に記載のないものもある。その場合、目録のページ欄には廃刊と記入している。

7 月 13 日に開催された教科用図書協議会では、教育長が協議会に対して各学校における平成 30 年度使用の教科用図書の採択申請経過と採択申請について適正な手続のもと適切な採択申請が行われているか意見をいただくための依頼をした。

教科用図書協議会では資料 1 にある各校の採択申請経過及び別添の採択申請書をもとに、各校の教科用図書協議会委員から説明があった。いずれの学校からも、委員に保護者代表を加えた教科用図書調査研究委員会を開催し、適正に教科書採択を進めた旨の報告を受け、その後、委員全員で教科書の閲覧を行った。

教科用図書協議会では慎重に審議した結果、各学校から申請された教科用図書については、各学校とも透明性を確保し、適正な手続を経て十分な調査研究の上、学校の教育目標や生徒の実態に合った適切な教科書が選定されているとの判断をいただき、資料 2 別紙にあるように各学校の採択申請経過、採択申請書ともに適切であるとの報告をいただいている。

事務局としては教科用図書協議会の報告を尊重して、各学校からの採択申請書のとおり平成 30 年度使用教科用図書を採択したいと考えているので、ご審議をよろしく願う。

教 育 長
吉 田 委 員

ただいまの説明に対してご質問、ご意見等あるか。

教科書の内容とは違うが、例えば工業高校の場合、1 年生がすべての教科書を購入した場合、どのくらいの額になるのか。普通高校と違ってかなり多くの教科書があると思うが。

- 高校教育課長 明確な金額は、今、お答えできないが、工業高校の教科書は非常に高額なものもあるので、普通高校に比べてかなり高くはなっている。
- 吉田委員 経済的なことを考えると、安価で良いものという視点も入れていただきたいと思う。各学校で教科用図書調査研究委員会を開催して、委員には保護者も入っているとのことだが、教科書の編集内容プラス金額面といったところも踏まえた意見交換もあって良いのではないかと思った。
- 齋藤委員 教科用図書協議会の議事録を見させていただいたが、非常に議論が練られていると感じた。保護者の意見もここで反映されているのではないかと思うので、ぜひともそのまま採択に持っていければと思う。
- 教育長 花輪委員にお伺いしたいのだが、この教科書を見て、高大接続という視点で何かお考えになるようなことはあるか。
- 花輪委員 直接ということではないが、我々大学としては、きちんと指導要領に則って、その枠組みの中でやっていただけるというのが一番である。大学の入試が高校の教育を乱しているのではないかということもあるが、私たちとしてはきちんとした約束事や枠の中で入試についても十分気をつけているつもりである。
- 奇をてらうことなく、きちんと教科書を利用して、基礎的なところをやっていたければありがたい。
- また、齋藤委員と同じように私も教科用図書協議会の議事録をずっと見ていたが、本当に活発な議論がされていて良かったと思う。

原案のとおり決定

第 19 号議案 小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(学事課長 説明)

- 吉田委員 これが施行される平成 31 年だが、住所で言えば上愛子と下愛子からの中学 1 年生と錦ヶ丘一丁目から九丁目の中学 1 年生の割合というのは大体見当がついているのか。
- 学事課長 今、手元にその資料はない。広瀬中学校と錦ヶ丘中学校ということであれば、広瀬中学校が約 700 人、錦ヶ丘中学校が 640 人ほどとなっている。
- 教育長 現在の広瀬中の生徒数はどのくらいか。
- 学事課長 5 月 1 日現在で 1,164 人である。
- 吉田委員 一つの小学校が一つの中学校に行って教育活動が行われるということに対するメリットとデメリットがあるということは重々お分かりだろう。そういう意味で、他校の小学生ともう一方の小学生が一緒になって新しい中学校生活を送るというのはある意味で非常にメリットが高い。今回、錦ヶ丘小学校からイコール錦ヶ丘中学校ではなくて、下愛子、上愛子地区の小学生も混ざって新たな中学校が形成されるということは教育的な意義、その効果も大きいものがある。そのあたりまで考えられた学区の線引きということで、感謝を申し上げたく質問させていただいた。
- 教育長 今年度と来年度は非常に規模の大きい状態で、平成 31 年 4 月に分離新設に至るという形になる。地域の方々、保護者の方々も一定程度ご理解はいただいている

ということによいか。

学 事 課 長 既に文書等で説明はしており、ご理解いただいている。

齋 藤 委 員 現在、愛子小、錦ヶ丘小には非常に立派な学校支援地域本部があり、そのスーパーバイザーの方々が広瀬中とも連携をとりながら活動されている。同じように錦ヶ丘中学校とも連携されることと思うので、そういう地域の方々にもご理解とご協力をお願いしていきたい。おそらくその方々がワンクッションとなって、学校と地域、二つの中学校と各小学校をうまくつなげていってくれるのではないかと期待している。

教 育 長 学校支援地域本部は中学校区単位で設置されているが、現在の広瀬中、愛子小、錦ヶ丘小とも話を深めながら、錦ヶ丘中にもスムーズに学校支援地域本部が設置されることが望ましいと思う。

学校教育部長 学校運営に地域の力は欠かせない。その地域の力の一つとして学校支援地域本部は大変重要な役割を果たしている。新しい学校においても地域の協力が得られるよう努めてまいりたい。

原案のとおり決定

(進行説明)

教 育 長 次の第 20 号議案及び第 21 号議案は、附属機関の委員の委嘱に関する事項、人事に関する事項であることから、秘密会による取り扱いとなる見込みであるため、公開で取り扱う報告事項を先に行うこととしたい。

5 報 告 事 項

(1) 市立中学校生徒の自死事案（平成 29 年 4 月）に関する諸報告について

(教育人事部長 報告)

資料にもとづき報告

(資料のほか、前回教育委員会後の動きについて)

教育人事部長 体罰を行ったということで勤務中学校を離れている 2 名の教員について、円滑な職務復帰が可能となるよう適切な措置を求めるという趣旨の要望書が 7 月 19 日に仙台市長、市議会議長、教育長宛てに届けられ、当日、教育委員会として教育長以下との面会の場を設け、当該中学校の保護者など 9 名から要望書を受け取っている。要望書の署名は 4,416 名であった。

私どもからは体罰は許されず、厳正に対処しなければならないとしながらも、このような声があったことは受け止め、2 名の教員にはこれを伝えるとお答えした。要望書には折り鶴の束も添えられており、翌日、本人たちに要望の状況を伝えながら、この折り鶴を渡している。

7 月 20 日には体罰等のアンケートを全中学校に発出している。自分自身または同級生に対する体罰、不適切指導を問う内容であり、8 月 10 日までの投函をお願いしている。夏休み明けには小学校などについても同様にアンケート調査を行うというところで準備を進めている。

教 育 長 ただいまの説明についてご質問、ご意見等あるか。

中 村 委 員 　少し気になったのは、今回体罰を行った当該教員のほかにも、体罰行為があったとみられること、また、小学校時の体罰でも同じ教員の名前が何度か出てくることだ。やはり、体罰は決して行ってはいけないということをもう一度、現場の先生方一人お一人がきちんと胸に刻んでいただくよう、こちらから強く発信しなければならないと感じた。

　このアンケートをしなければ、きっと小学校でもこんなことがあったというもの出なかったと思う。今、市内すべての中学校でもアンケートをやっているが、やはり夏休み明けに、小学校でもこうしたアンケートを行い、全教職員の意識を高めていただきたいと思う。

教育人事部長 　おっしゃるとおりであり、我々が把握できていなかったものが、今回アンケートによって把握できており、まさにそういったところをきちんと精査しながら学校に対して指導していくことは必要だろうと思っている。

　当該中学校で行ったアンケートについて、資料として回答の状況を載せているが、教員への確認等の中では認識が食い違っているところもある。例えば教員Cに関して、記述にあった行為のすべてを教員側でも話しているわけではなく、今後、生徒側からの事実確認も行い、精査を進めていく必要がある。まずは、今時点で、資料記載のような状況があるということの報告である。

　しかしながら、体罰に関する意識あるいは不適切な指導に関する意識は、常に教員として気をつけるべきことなので、その点は事実云々とはまた別にきちんと指導していかなければならないと考えている。

教 育 長 　体罰等の不適切な指導と本来の適切な指導の境界が曖昧になっている教員もいるというのは認めざるを得なくなっている。4、5年前に全国的に体罰の問題があり、文部科学省からも様々に指導、通達もあった。その中では例示を挙げてこれは体罰だというようなことも通知されているが、その例示からみても今回の件は体罰に該当する。今後、全中学校での調査に続き、全小学校、高等学校等の調査も行う。その結果を詳細に分析・検証し、体罰の禁止の徹底を重ねて続けてまいりたい。

花 輪 委 員 　アンケートは生徒を対象にしているが、回答は保護者でも構わなかったのか。その場合、生徒が回答したものと保護者が回答したものは識別できるのか。

教育人事部長 　書き方としては保護者とよく相談して書くことになっており、生徒が書いたのか保護者が書いたのかは、記名があれば推測できるが、無記名の場合は判別しかねるものもあり、それは結構あった。

花 輪 委 員 　そのあたりも少し大事な情報かと思う。

　それから、体罰の影響は、当該生徒と当該教員の間だけで完結するのではない。それを見ている生徒がおり、その生徒に与える影響はとても大きいと思う。例えば、その先生が暴力的であるということを見ることで、その先生に対する信頼感が失われてしまう。体罰は、当該生徒に対してだけではなくて、それを見ているクラスの全員に対して、影響のすごく大きい行為であることを先生方には自覚していただきたい。

　もちろんこういうことは今まで言われてきているし、先生方にも情報として研修等では言っているだろうと思うが、あらためて周りに多くの見ている生徒がいるということ意識して行動していただきたいと思う。

教 育 長 体罰はいじめともつながりかねない。体罰を見た生徒に、先生がやっているなら許されるのかという誤解を与えてしまうことも十分あり得る。いじめ防止という点も踏まえていきたいと思っている。

今 野 委 員 アンケートの質問 3 の設問は、「自分自身が」体罰を受けたことがあるかというのと、「同級生等が」体罰を受けているのを見たことがあるかというのが混ざっている。回答では 171 人中 20 人が「ある」としているが、そのうち「自分自身が」の数は分かるのか。「自分自身が」と「同級生等が」の数字が混ざっている場合、一つの事案をみんなが見ていると、数字がすごく大きくなると思う。「自分自身が」だけに限定すると、実際に体罰を受けたと思っている人の正確な数字が出る。その場合、171 人中 20 人がというのが、多いのかどうかを検討するのは難しいと思っているが。

教育人事部長 「自分自身」とか「自分と同級生」という書かれ方をしているのが 4 件あった。そのほかは同級生であるとかクラスメートという書かれ方、それから記述がないものもあった。

吉 田 委 員 体罰の原因を分析し、徹底して防止に当たることを大切にしていかなければならない。教師は子供たちとラポールが成立していると勘違いしてしまう傾向があり、教師が指導のつもりで行う行為も、子供には体罰としか受け止められないこともあるというところはしっかりと考えなければいけない。

したがって、そういうことが学校内の雰囲気の中で容認されないようにするために、体罰に関しても学校内部での情報の共有化を徹底して考えていかなければならない。そのことを源にして、体罰は絶対にしてはだめだという認識を全職員が持つようにしていかなければならないと感じる。

加 藤 委 員 今後、小学校でも体罰に関するアンケートを行うということだが、低学年の児童に向けてはどのように質問をするのか。中学生用の質問と同じでは無理じゃないかと思うが、特別の配慮や考えていることがあれば伺いたい。

教育人事部長 低学年の児童に対し、どういう形で質問するかというのは、今、知恵を絞っているところである。学校でアンケート用紙をすべて袋詰めにして「お家の方に持って行ってください」という形でやっているのだから、当然、保護者と話をしながら書いてもらうことになるとは思っている。一方、高学年になってくると自分自身のことは自分で答えたいと思う児童もいるだろうから、そのあたりの形は少し考えたいと思っている。今時点で明確な形はないが、そういった流れでいきたいと思っている。

教 育 長 毎年 11 月に、小学校から中学校すべての児童生徒にいじめアンケートを実施しており、小学校用は文章を少し分かりやすくしている。そういう質問形態のパターンはあるので、これをある程度応用し、さらに局内で十分詰めていきたい。

加 藤 委 員 もう一つお願いだが、アンケート用紙を配る前に、保護者にその趣旨をお伝えいただくことが結構大事なことと思っている。

教育人事部長 今時点では、学校から保護者向けに特別なアナウンスは行っていない。

加 藤 委 員 心の準備というか、ある日突然、子供がそれを家に持ち帰ってくるよりは、例えば何月何日に子どもがアンケートを持ち帰ることになるが、こういう趣旨で必要なのでぜひ協力を願いたいといった部分が、前もってであると良いと思った。

教 育 長 アンケートの添書には、趣旨を踏まえて書いていただくようになろうかと思うが、より丁寧にというご意見なので、事務局で検討願う。

今野委員 体罰を行った二人の教員の復帰を求める要望書があったということについて、署名数が 4,416 人とのことだったが、現役の中学生あるいは親御さんではこの数字にはならないと思うのだが、どういう方たちの署名なのか、分かる範囲で教えていただきたい。

教育人事部長 当該中学校に関わる在校生や保護者がどれくらいいるのか確認しているところだが、署名自体には卒業生やかつての教え子たちも含まれているとみられ、県外に住所のある方の署名も大分含まれている。それがどういう属性の方たちで何件あるのかというのは、今時点では明確には分からない状況である。ただ、少なくとも現在学校にいる生徒や保護者というのはある程度把握できるかと思う。

教育長 補足すると、要望書受け取りの際は、当該中学校の前に勤務していた中学校の保護者も一緒にいらしていたので、当該教諭が過去に勤めていた学校の保護者も含まれていると思われる。数的に大きくなっているのは、そういった関係もあるかと思う。

(2) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料にもとづき報告

意見等なし

(休憩 15 時 40 分～15 時 50 分)

(3) 教職員の人事に関する事項について

(教育委員会職員の懲戒処分について)

(教職員課長 報告)

資料にもとづき報告

吉田委員 この職員は、平成 28 年度は何年目だったのか。

教職員課長 28 年度がその職場に就いて 1 年目だった。

吉田委員 私の意見ではあるが、教員が行政教員になったときに、予算の支出の方法が学校の方法とまったく違い、なかなかその違いになじめないところがある。恐らくこの職員も、例えば部活動などで立て替え払いをした経験があり、その感覚で処理したことも想定できる。行政教員になったときに、会計規則や予算執行に関する研修会等を持ち、スムーズに仕事に移行できるような計らいというものもあってもいいと、私も経験者として強く感じる。

教職員課長 行政教員については心得等の研修を行っているが、今のご意見も参考にして、事務手続の適正な遂行についてもその研修の中に盛り込むなどの工夫をしてまいりたいと考えている。

教育長 信用を損なうことのないよう、足元をしっかりと確認しながら、事務局も身を引き締めて対応していく必要があると思う。

(4) 平成 28 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に係る中間報告について

(総務課長 報告)

資料にもとづき報告

齋藤委員 4名の先生のうち、牛渡先生と梨本先生には数年続けて見ていただいているが、例えば 109 ページで牛渡先生が「非常に多方面から真摯な取り組みを続けてきたことに敬意を表したい」とおっしゃっていたり、111 ページで梨本先生が「自己点検・評価は、全体として適切に行われていると判断するものである」と述べられていたり、非常に高い評価を受けたことを喜ばしく思っている。

それと同時に、4人の先生方には、私たちの気がつかない部分をしっかりと指摘していただいている。梨本先生は 111 ページの下から 9 行目で、「学校教育と生涯学習を切り離して考えがちな傾向についても、再考をお願いしたい」とし、このあたりは、我々は一丸となってやっているつもりでも、離れ離れに見える部分があるのかと感じ、見直していくことが必要かと思った。

昨日、教育長と中村委員と陸奥国分寺跡に行かせていただいたが、そちらのボランティアの知識が非常に深く、どの方に話を聞いても国分寺の話から仙台の歴史について詳しく答えていただけたことをすばらしいと思った。生涯学習を通して、その方たちはボランティアとして活躍されているということだが、児童生徒も行くところで、そういう地域のボランティアが一生懸命活動されているというのは、これこそ学校教育と生涯学習がつながっている部分ではないかと感じた。

それから、4名の先生方が学校支援地域本部を非常に高く評価されていることに、同じ学校支援地域本部をやる身としてはますます責任の重さを感じる。同時に、ここを起点に生涯学習と学校教育を結びつけていくのも学校支援地域本部が担っている一部分ではないかと思つた。

吉田委員 齋藤委員のことと関係するが、総評では適切な評価の言葉をいただいていると実感している。やはり委員の方々にもこの点検表は読み取り易かったのではないかと思っている。手元に昨年度同時期の点検表を持って来ているが、これと比較したときに、今回のこの構成の素晴らしさが際立つ。ミッションごとに自己評価から始まって学識経験者の評価の言葉、そして、それを受けた今後の方向についてしっかりと段階づけられている。こういう構成であったからこそ委員の方々にもしっかりと読み取ることができ、このような適切な言葉が出てきたかと思っている。あらためて担当した事務局の方の創意工夫と努力に感謝を申し上げたい。

具体の中身についてだが、総評の中で佐藤静氏は、いじめに関して他者との共生のあり方について助言されている。それぞれ異なる個性を持った子供たちが生活の場を共有していくためにはどうあるべきなのか、どうすべきなのかという観点でここに述べられている。最終的には集団づくりや人間関係づくりということで、学校・学級経営のスキルをしっかりと身につけさせなければならないということを行っている。

牛渡氏は研修のあり方に言及している。教特法（教育公務員特例法）が改正され、研修の指標を設けて、そのための研修構想を練っていかなければならないということになっている。ここで質問だが、教特法の改正を受けた取り組みを仙台市ではどのあたりまで行っているのか。来年からの研修にとって大切なことで、

いじめ問題に直接関わることなので、もし情報があれば教えていただきたい。

次 長 本市では従前より、いきいき教員づくり研修構想を教員研修のベースとしてきた。昨年度、この構想を踏まえて、教職員人材育成基本方針を作成し、本年度からスタートしたところである。教特法の改正を受け、本年度中に育成協議会を開催できるよう準備をしているところだが、この育成基本方針が育成協議会でいう「指標」に代わっていくものと考えている。

いずれにしても、教特法の改正により、大学での教員養成、そして人材の育成というところを自治体とともに進めていくことになるので、良い人材を採用できるよう今後とも努めていきたい。

花 輪 委 員 本当に分かりやすい評価書だと思う。特にミッションごとに最初にお二方の先生の意見が書いてあるのは非常に分かりやすいと思った。

特に学識経験者の意見を踏まえた今後の対応の方向性までを書いているところがいい。とかくして評価してもらおうと、評価のしっ放しというか、言って終わりという印象もなきにしもあらずだが、このようにきちんと評価を受けてフォローするというを書いたのはとても良いことだと思う。

同様に、例えば 16 ページまで、いじめに関する様々な施策に対して評価をしていただいたが、そのときに「期待している」とか「検討すべきであろう」というような提言も多々なされている。そうした提言を受け止めてどうするのかというところに対しても、先ほどのように方向性を書けるとさらに良かったのではないかと思う。

先ほどから総評に対する感想や意見等が出ているが、そういうものもまとめられるのであればまとめたほうが 4 人の先生方に対して敬意を表していることになるし、また、その評価を真摯に受けとめて委員会でも対応するという、ある種、宣言にもなるかと思う。

教 育 長 昨年度、教育振興基本計画の改定を行い、その枠組みに沿ってこの点検評価を模様替えのような形にしたことに対して、皆様からの評価もいただいたところである。教育の分野は間口が広く、一見分かりにくいところもあるので、一般の市民の方々にも理解しやすい、入りやすい形にするということも説明責任を果たすということの一つになるかと思う。そういう点でお気づきの点があれば、今後もご指摘いただければと思う。

(5) 教育環境の整備に係る要望について

(総務課長 報告)

資料にもとづき報告

花 輪 委 員 仙台市の置かれている教育環境をよく分析して、こういう面でお願したいというのは良く分かるが、一行政がばらばらに要望して国全体が動くというのは少しギャップがあるような気もする。そのあたりどうのお考えで、また、いつ頃からこういうことをやっていたのか、教えていただきたい。

教 育 長 震災以前は、仙台市教育委員会が個別で文科省に要望を出すということは行っていなかった。通常は、指定都市、大都市会議があるので、指定都市がまとまって要望を出していた。当然、要望内容は共通項の多いものとなる。

それと、仙台市としての要望、指定都市の市長会の要望というものがあり、その中に教育分野の要望も入っているという形があった。

震災があった夏、つまり 23 年の要望時期には、復旧・復興が最大課題だった。200 近くある学校施設は耐震工事がすべて終わっていたので最悪の被害にはならず済んだが、多くの学校施設にひびが入ったり、一部の学校では傾いたりした。このため、復旧を中心とした事業費を国に手当てしていただくことが課題だった。心のケアということも仙台市ならではの課題となり、そういうことを中心に国への要望を単独で進めることとした。

そういった趣旨で、毎年度、独自要望を行ってきたが、この要望書にあるように復興事業の継続という点ではだんだんウェットが小さくなってきた。反面、いじめ防止の問題が仙台市の特徴として顕在化し、特別支援教育も一層重要さが増してきた。全国的な傾向でもあるが、配慮を要する子どもという、いじめのリスクの高い子どもを十分に見守っていく必要があり、その手立てを国へ要望しなければならないということで、今年度も独自要望を継続して行っている。

国においては 8 月に概算要求がまとまり、恐らく 8 月下旬頃に公表され、12 月には財務省の内示が出されるかと思う。今後も、マンパワーの面と、学校施設の老朽化対策というハード面と、大きくこの二つを中心に要望をしまいたいと考えている。

(6) 史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設の開館について

(文化財課長 報告)

資料にもとづき報告

教 育 長 私からお願いだが、この施設を子どもたちの学習面でも十分に活用していただきたい。幸いなことに地下鉄東西線薬師堂駅のすぐそばというメリットもあるので、これから学校へ利用について周知していただき、例えば秋の遠足や校外学習などで活用するような学校が増えるといいと思う。

中 村 委 員 昨日、私も開館式に参加させていただき、とてもすてきな施設ができたと思った。こちらの作業・学習室は市民や学校などの団体が歴史を学習するために使えるということなので、ぜひ児童生徒がより興味を引くような魅力あるプログラムをつくっていただきたいと思っている。

いろいろと施設を見ながらガイドの方からお話を聞いたが、机上で、教科書で勉強するのはまた違う。直接話を聞けて、実物がそこにあって、子どもたちの興味も引くと思うので、ぜひガイドさんたちからも、ここでの学びについて提案していただき、一緒になって子どもたちのためにより良い魅力あるプログラムを作っていただきたいと思う。

教 育 長 仙台市内で、奈良時代のものをこういう形で勉強できる場はそれほどあるわけではない。政宗公以降の時代のものは多くあるが、それ以前のもののはなかなか資料としても少ないので、そういう点では貴重な史跡になるかと思う。

加 藤 委 員 学校に向けた周知もだが、観光としての周知はいかがか。

文化財課長 展示の中では、地下鉄東西線沿線の文化財について紹介し、ここに来ていただいた方がさらに市内の文化財スポットや観光スポットに足を延ばしていただけるよう工夫をしている。

- 教 育 長 ここは政宗公と接点がある。現存している薬師堂は政宗の時代に再建している。そういう点での接点もあるし、歌も詠んでいたかと思う。
- 文 化 財 課 長 奥の細道にも掲載されており、特に薬師堂のことは触れている。また、仙台の人の温かさというか、北野屋加右衛門という方が大変親切に案内したことも触れており、それらについても展示に反映させていただいた。
- 教 育 長 そういう点で観光面でも十分活用できるかと思う。

6 付 議 事 項

第 20 号議案 仙台市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
(秘密会)

(スポーツ振興課長 説明)

原案の通り決定

第 21 号議案 教職員の人事に関する事項について
(教職員の人事異動について)
(秘密会)

(教職員課長 説明)

原案の通り決定

7 閉 会 午後 4 時 50 分